

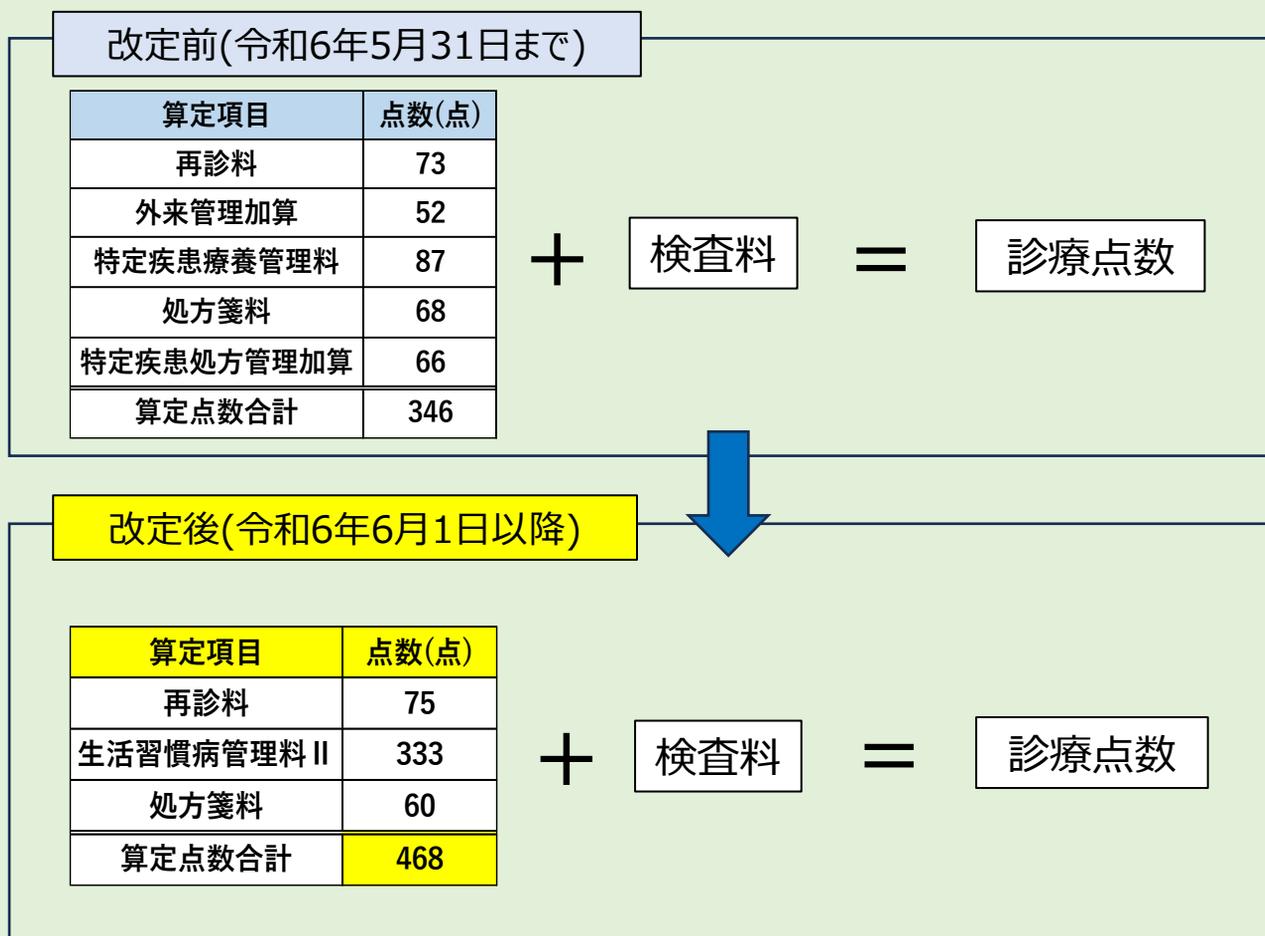
高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者様へ ～生活習慣病管理料移行に伴う重要なお知らせ～

いつも当院をご利用頂き誠にありがとうございます。

令和6年度診療報酬改定に伴い、『特定疾患療養管理料』に代わり、個人に応じた療養計画に基づいた専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』として算定することになります。

令和6年6月1日から高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患療養管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料Ⅱ』へ移行されます。

【改定に伴う診療点数イメージ】 ※基本的な点数算定の一例です。



※該当する患者様については個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回のみ署名（サイン）を頂く必要がありますので、お手数ですがご協力のほどよろしく申し上げます。